

奈良県の障害者雇用状況について

(平成 24 年 6 月 1 日現在における障害者雇用率の状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇用することを義務づけています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、雇用義務のある事業主などに報告を求めており、今般、民間企業や公的機関などにおける、平成 24 年の「障害者雇用状況」の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数は 1,651.0 人と前年より 84.5 人増加
- ・実雇用率は 2.15%と前年より 0.07 ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は 59.3%と前年より 4.2 ポイント上昇

<公的機関>（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）

- ・県及び市町村：雇用障害者数は 355.5 人、実雇用率は 2.25%
- ・県下教育委員会：雇用障害者数は 156.0 人、実雇用率は 2.01%

<独立行政法人など特殊法人>（同 2.1%）

- ・雇用障害者数は 37.5 人
- ・実雇用率は 1.50%

注) 特殊法人、国、県及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業における障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

雇用障害者数の計算にあたり、重度身体障害者及び重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人分の身体障害者及び知的障害者を雇用しているものとしてカウントされ、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者の短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）については、1 人の雇用を 0.5 人分と相当してカウントされる。

法定雇用率については、平成 25 年 4 月 1 日から改定され、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、県及び地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県などの教育委員会：2.0%→2.2%となる。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）

- ☆ 実雇用率は、2.15% 前年より 0.07 ポイント上昇
- ☆ 雇用障害者数は、1,651.0 人 前年より 84.5 人増加
 - 身体障害者は、975.5 人 前年より 60.5 人増加
 - 知的障害者は、612.5 人 前年より 9.0 人増加
 - 精神障害者は、63.0 人 前年より 15.0 人増加
- ☆ 雇用率達成企業の割合は、59.3% 前年より 4.2 ポイント上昇
- ☆ 報告企業は、455 社 前年より 4 社減少

○雇用状況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	③障害者の数				④ 実雇用率 (D/②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
		A. 重度障害者 <small>(1週間の所定労働時間が 30時間以上)</small>	B. A、C以外 の障害者	C. 重度以外の障 害者である短 時間労働者	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)		
企業	人	人	人	人	人	%	%
455 (459)	76,649.5 (75,364.5)	391 (373)	793 (765)	152 (111)	1,651.0 (1,566.5)	2.15 (2.08)	59.3 (55.1)

※（ ）内は平成 23 年 6 月 1 日現在の数値

○障害種別状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
	A. 重度障害者 <small>(1週間の所定 労働時間が 30 時間以上)</small>	B. A、C以外 の障 害者	C. 重度以外の 障害者で ある短時 間労働者	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)	A. 重度障害者 <small>(1週間の所定 労働時間が 30 時間以上)</small>	B. A、C以 外の障 害者	C. 重度以外の 障害者で ある短時 間労働者	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)	A. 精神障害者 <small>(1週間の所定労働 時間が 30 時間以 上)</small>	B. 精神障害 者である 短時間労働 者	C. 合計 (A+B×0.5)
1,651.0	239	469	57	975.5	152	271	75	612.5	53	20	63.0

- 注1. 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計であり、計算上「重度障害者(1週間の所定労働時間が 30 時間以上)」については、1 人を 2 人分に相当するものとしてダブルカウントされ、「重度以外の障害者である短時間労働者」並びに「精神障害者である短時間労働者」については、1 人を 0.5 人分に相当するものとして 0.5 カウントされる。
3. 「A、C 以外の障害者」とは、重度障害者である短時間労働者のほか、重度以外の障害者及び精神障害者(1週間の所定労働時間が 30 時間以上)の数が含まれている。
4. 「短時間労働者」とは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、30 時間未満の労働者である。

○企業規模別雇用状況

規模別にみた実雇用率では、100～300人未満規模で未達成なもの、それ以外の規模では、法定雇用率（1.8%）を上回っています。

規模	項目	企業数	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)
56～ 100人未満		204	15,313.5	555.5	3.63	60.8
100～ 300人未満		198	30,713.5	515.0	1.68	59.1
300～ 500人未満		25	8,401.5	166.5	1.98	44.0
500～ 1,000人未満		21	11,493.5	216.5	1.88	61.9
1,000人以上		7	10,727.5	197.5	1.84	71.4
計		455	76,649.5	1,651.0	2.15	59.3

○産業別雇用状況

産業別にみた実雇用率では、製造業、金融・保険業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、サービス業において、法定雇用率（1.8%）を上回っています。

産業別	項目	企業数	法定雇用障害者の算定基礎となる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)
農・林・漁業		—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—
建設業		6	1,148.0	13.0	1.13	33.3
製造業		140	22,431.0	429.0	1.91	70.0
電気・ガス・熱供給・水道業		1	126.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業		5	538.5	6.0	1.11	20.0
運輸業・郵便業		17	3,019.0	49.5	1.64	47.1
卸売業・小売業		70	10,864.0	164.0	1.51	52.9
金融業・保険業		6	4,026.5	80.5	2.00	83.3
不動産業・物品賃貸業		5	478.5	7.0	1.46	60.0
学術研究、専門・技術サービス業		5	369.0	6.0	1.63	40.0
宿泊業・飲食サービス業		14	2,106.5	31.0	1.47	57.1
生活関連サービス業・娯楽業		17	1,717.0	103.0	6.00	64.7
教育・学習支援業		17	3,131.5	39.0	1.25	41.2
医療・福祉		114	18,992.5	497.0	2.62	57.0
複合サービス業		1	2,206.0	39.0	1.77	100.0
サービス業		37	5,495.5	187.0	3.40	59.5
産業計		455	76,649.5	1,651.0	2.15	59.3

2. 県及び市町村等の機関における在職状況 ※各機関の内訳については別表を参照

法定雇用率 2.1%が適用される機関（県及び市町村機関。ただし奈良県警察本部を除く）

☆ 実雇用率は、2.25% 前年より 0.01 ポイント減少

☆ 雇用障害者数は、355.5 人 前年より 3.5 人増加

法定雇用率 2.0%が適用される都道府県等の教育機関

☆ 実雇用率は、2.01% 前年より 0.02 ポイント減少

☆ 雇用障害者数は、156.0 人 前年より 2.0 人減少

○機関別雇用状況

区分	① 法定雇用障害者 の算定基礎となる 職員数 (人)	② 機関数 (人)	③ 障害者の数				④ 実雇用率 (D/②×100) (%)
			A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間 が30時間以上) (人)	B. A、C以外の 障害者 (人)	C. 重度以外の障害 者である短時間 職員 (人)	D. 合計 (A×2+B+C×0.5) (人)	
2.1%適用 機関	15,805.5 (15,543.5)	40 (39)	89 (93)	176 (165)	3 (2)	355.5 (352.0)	2.25 (2.26)
2.0%適用 機関	7,751.5 (7,783.0)	2 (2)	31 (28)	92 (102)	4 (0)	156.0 (158.0)	2.01 (2.03)

※（ ）内は平成 23 年 6 月 1 日現在の数値

○障害種別状況

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		A. 重度障 害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間以 上)	B. A、C以 外の障 害者	C. 重度以 外の障害 者である 短時間 職員	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)	A. 重度障 害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間以 上)	B. A、C以 外の障 害者	C. 重度以 外の障害 者である 短時間 職員	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)	A. 精神障 害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間以 上)	B. 精神障 害者 である 短時間 職員	C. 合計 (A+B×0.5)
2.1%適用 機関	355.5	87	155	3	330.5	2	14	0	18.0	7	0	7.0
2.0%適用 機関	156.0	31	91	4	155.0	0	1	0	1.0	0	0	0.0

注1. 法定雇用率 2.0%が適用される機関とは、県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

2. 「法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3. 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計であり、計算上「重度障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上）」については、1人を2人分に相当するものとしてダブルカウントされ、「重度以外の障害者である短時間職員」及び「精神障害者である短時間職員」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

4. 「A、C以外の障害者」とは、重度障害者である短時間職員のほか、重度以外の障害者及び精神障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上）の数が含まれている。

5. 「短時間職員」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の職員である。

3. 特殊法人における雇用状況（法定雇用率 2.1%） ※各特殊法人の内訳は別表を参照

- ☆ 実雇用率は、1.50% 前年より 0.17 ポイント減少
- ☆ 雇用障害者数は、37.5 人 前年より 2.5 人減少

○雇用状況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③障害者の数				④ 実雇用率 (D/②×100)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度障害者 <small>(1週間の所定労働時間が30時間以上)</small>	B. A、C以外の障害者	C. 重度以外の障害者である短時間労働者	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)		
法人	人	人	人	人	人	%	%
4	2,501.5	8	21	1	37.5	1.50	50.0
(4)	(2,389.0)	(7)	(26)	(0)	(40.0)	(1.67)	(75.0)

※ () 内は平成 23 年 6 月 1 日現在の数値

○障害種別状況

(人)

① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
	A. 重度障害者 <small>(1週間の所定労働時間が30時間以上)</small>	B. A、C以外の障害者	C. 重度以外の障害者である短時間労働者	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)	A. 重度障害者 <small>(1週間の所定労働時間が30時間以上)</small>	B. A、C以外の障害者	C. 重度以外の障害者である短時間労働者	D. 合計 (A×2+B+C×0.5)	A. 精神障害者 <small>(1週間の所定労働時間が30時間以上)</small>	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 合計 (A+B×0.5)
37.5	8	21	1	37.5	0	0	0	0.0	0	0	0.0

注1. 「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、常用労働者から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難と認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2. 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計であり、計算上「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」については、1人を2人分に相当するものとしてダブルカウントされ、「重度以外の障害者である短時間労働者」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

3. 「A、C以外の障害者」とは、重度障害者である短時間労働者のほか、重度以外の障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)の数が含まれている。

4. 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。

(別表)

県及び市町村等の機関（法定雇用率 2.1%が適用される機関）

	① 法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
奈良県	4,325.5	97.0	2.24	0	注4
奈良県警察本部	343.0	10.0	2.92	0	
奈良市	2,164.5	46.0	2.13	0	
奈良市水道事業管理者	202.0	6.0	2.97	0	
大和高田市	652.0	15.0	2.30	0	注4
桜井市	417.0	13.0	3.12	0	
天理市	805.0	17.0	2.11	0	注4
橿原市	700.0	16.0	2.29	0	
大和郡山市	580.5	13.5	2.33	0	注4
御所市	426.5	5.5	1.29	2.5	
五条市	413.0	9.0	2.18	0	注4
生駒市	716.0	20.5	2.86	0	注4
香芝市	396.0	9.0	2.27	0	注4
葛城市	232.0	5.0	2.16	0	
宇陀市	633.0	15.0	2.37	0	注4
平群町	155.0	4.0	2.58	0	
安堵町	88.0	2.0	2.27	0	
三郷町	148.0	3.0	2.03	0	
斑鳩町	152.0	0.0	0.00	3.0	
河合町	185.0	8.0	4.32	0	注4
上牧町	149.0	6.0	4.03	0	
王寺町	82.5	1.0	1.21	0	
広陵町	188.0	3.0	1.60	0	注4
川西町	76.0	2.0	2.63	0	
三宅町	73.0	2.0	2.74	0	
田原本町	275.0	6.0	2.18	0	注4
高取町	64.0	2.0	3.13	0	
大淀町	345.0	6.0	1.74	1.0	注4、注5
吉野町	172.0	3.0	1.74	0	
下市町	113.0	3.0	2.65	0	
山添村	68.0	1.0	1.47	0	
曾爾村	52.0	0.0	0.00	1.0	
明日香村	84.0	3.0	3.57	0	
御杖村	55.0	1.0	1.82	0	
川上村	62.0	1.0	1.61	0	
天川村	65.0	1.0	1.54	0	
十津川村	145.0	2.0	1.38	1.0	注4、注6
橿原市教育委員会	138.0	4.0	2.90	0	
桜井市教育委員会	66.0	2.0	3.03	0	
葛城市教育委員会	94.0	1.0	1.06	0	
上牧町教育委員会	48.0	1.0	2.08	0	

県及び市町村等の機関（法定雇用率 2.0%が適用される機関）

	① 法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
奈良県教育委員会	7,176.0	144.0	2.01	0	
奈良市教育委員会	575.5	12.0	2.09	0	

特殊法人（法定雇用率 2.1%が適用される機関）

	① 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	408.0	8.0	1.96	0	
国立大学法人奈良女子大学	323.0	7.5	2.32	0	
国立大学法人奈良教育大学	183.5	1.0	0.54	2.0	
公立大学法人奈良県医科大学	1,587.0	21.0	1.32	12.0	

- 注1. ①欄「法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
2. ②欄「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、計算上 1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントされ、重度以外の身体障害者及び知的障害者、並びに精神障害者である短時間勤務職員については、計算上 1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントされる。
3. ④欄「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが 0 となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0 となる事があり、この場合法定雇用率達成となる。
4. 当該機関は、特例認定を受けている（下記一覧参照）。
 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び人的関係が緊密である機関(B)の申請に基づき、厚生労働省の認定を受けた場合に、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなすものである。
5. 大淀町については、平成 24 年 6 月 11 日現在において、障害者の数 7 人、実雇用率 2.03%、不足数 0 人となっている。
6. 十津川村については、平成 24 年 8 月 24 日現在において、障害者の数 4 人、実雇用率 2.76%、不足数 0 人となっている

特例認定一覧

認定機関(A)	適用年月日	みなされることとなる機関(B)		
奈良県	平成 15 年 4 月 1 日	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会
		奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局	
大和郡山市	平成 14 年 12 月 20 日	大和郡山市教育委員会		
生駒市	平成 15 年 3 月 17 日	生駒市教育委員会		
大和高田市	平成 23 年 5 月 31 日	大和高田市教育委員会		
香芝市	平成 15 年 12 月 19 日	香芝市教育委員会		
宇陀市	平成 18 年 3 月 13 日	宇陀市教育委員会		
天理市	平成 22 年 7 月 5 日	天理市教育委員会		
五条市	平成 21 年 8 月 18 日	五条市教育委員会		
田原本町	平成 16 年 1 月 15 日	田原本町教育委員会		
広陵町	平成 16 年 6 月 28 日	広陵町教育委員会	広陵町水道局広陵町水道事業管理者	
河合町	平成 17 年 7 月 25 日	河合町教育委員会		
大淀町	平成 22 年 5 月 10 日	大淀町教育委員会		
十津川村	平成 14 年 12 月 20 日	十津川村教育委員会		